

凡例
お問い合わせ(申込)先
HP
ホームページ
Eメールアドレス



令和5年度環境調査の結果



各調査の詳しい内容は、区HPをご覧ください。

自動車公害調査

排出ガス調査

自動車排出ガスによる大気汚染状況を把握するため、区内主要道路などにおいて、窒素酸化物のうちの二酸化窒素および浮遊粒子状物質の1カ月間連続測定を実施しました。

調査結果は、二酸化窒素および浮遊粒子状物質において、全ての調査地点で環境基準を超えた日はありませんでした。

騒音・振動調査

区内の主要道路において、自動車騒音・道路交通振動調査を実施しました。

騒音・振動ともに、測定した全ての地点で、要請限度を下回っていました。

沿道の住戸における自動車騒音の環境基準達成状況調査

区内の主要道路ごとに、道路境界から背後地を含めた50mの範囲における各住戸の自動車騒音による環境基準の達成状況を調査しました。

調査結果は、全ての評価区間の合計達成率は昼で98.7%、夜で97.3%でした。



区HP▶

大気汚染常時測定

大気汚染物質の状況を区役所別館2階で常時測定しています。

測定結果は、二酸化硫黄・一酸化炭素・二酸化窒素・浮遊粒子状物質は環境基準を達成していましたが、光化学オキシダントは達成していませんでした。



▲区HP

河川水質調査

区内の河川と運河6カ所において、年4回季節ごとに水質調査を行いました。年間を通した調査結果の平均値では、溶存酸素量(DO)については、神田川と朝潮運河で環境基準を達成していましたが、隅田川、日本橋川では達成していませんでした。

また、生物化学的酸素要求量(BOD)については、全ての河川で環境基準を達成していませんでした。

川の汚れの原因は、私たちの生活と大きく関連しています。せっけんや洗剤の使用を適量にし、油や食べ残しを下水に流さないなど、家庭からの排水に気を付けることで川はきれいになります。



▲区HP

ダイオキシン類調査

ダイオキシン類調査を実施しました。

夏季・冬季ともに、環境基準を大幅に下回っていました。



▲区HP

大気中のアスベスト濃度調査

大気中のアスベスト濃度調査を中央区役所、日本橋・月島区民センターの3カ所で実施しました。

今回の調査では、アスベストは検出されませんでした。



▲区HP

水生生物調査

毎年度実施している水質調査を補完し、水辺環境全体の状況を確認することを目的として、令和5年7月18日、26日、27日に区内8地点の河川で水生生物の生息環境調査を行いました。



▲区HP

環境課生活環境係 ☎(3546)5404



令和6年全国家計構造調査の実施



この調査は家計における消費、所得、資産などの実態を総合的に把握し、世帯の所得分布および消費水準、構造などを全国的、地域別に明らかにすることを目的とした調査です。調査結果は、国や地方公共団体が行う各種施策の基礎資料などに利用されます。

調査期間

令和6年10月および11月

調査対象

全国から無作為に選定した約90,000世帯が対象です。

調査の概要

調査票は3種類あります。

- ①世帯構成や就業の有無について記入する「世帯票」
- ②収入や貯蓄について記入する「年収・貯蓄等調査票」
- ③日々の収入や支出などを2カ月間記入する「家計簿」

調査には基本調査と簡易調査があり、基本調査は①～③の3種類全ての調査票に記入していただきます。

簡易調査は①と②の2種類に記入していただきます。

回答は調査員への提出、インターネット回答の他、簡易調査のみ郵送提出も可能です。

情報の保護

調査員をはじめとする調査関係者には、調査で知り得た情報の守秘義務があり、これに反したときの罰則が定められています。また、ご回答いただいた事項は厳重に管理され、統計作成以外の目的に使用されることはありません。

「かたり調査」にご注意を

「かたり調査」とは、政府が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、皆さんから個人情報などをだましとる行為のことです。統計調査員は、都知事の発行する「調査員証」を携帯しています。不審に思った場合には、統計調査員に「調査員証の提示」を求めるか、☎までお問い合わせください。



▲区HP

区民生活課調査統計係
☎(6264)7133

令和5年度中央清掃工場の操業状況および排ガスなどの調査結果



令和5年度の中央清掃工場操業状況および排ガスなどの調査結果は、中央清掃工場HPに掲載されますので、ご覧ください。

東京二十三区清掃一部事務組合 中央清掃工場

☎(3532)5341

中央清掃事務所排出指導係

☎(3562)1524



▲中央清掃工場HP



社会貢献活動事業補助金



募集期間

8月5日～10月4日

対象団体

協働ステーション中央利用登録団体

対象事業

対象団体が令和7年度に区内で実施する、公共的課題の解決に資する事業

補助率・補助限度額

4分の3・30万円

補助期間

最大2年

審査・選定

申請書類に基づき、有識者を交えた書面審査を実施します。補助

対象として認定する事業は「中央区協働推進会議」への意見聴取を経て決定します。

申請方法

「協働ステーション中央」による事前確認後、申請書類を区役所7階地域振興課へ持参する。

◎申請を行う場合は事前に施設利用登録が必要になります。

利用登録の方法については「協働ステーション中央」にご確認ください。

◎申請に当たり、事業構築に向けた支援や提出書類の確認を「協働ステーション中央」が実施します。

地域振興課コミュニティ支援係

☎(3546)5686

協働ステーション中央

☎(3666)4761



▲区HP